

令和7年12月5日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1094号 不当条項等差止請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月10日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告らは、消費者との間で、被告らの事業に関する代理店契約を締結するに際し、下記の契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。

記

10 消費者が契約解除及び除名となった場合に、消費者が被告らに対して支払った権利金を返還しない条項

- 2 被告らは、前項記載の契約条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

15 3 被告らは、消費者に対し、被告らの事業に関する代理店契約の締結について勧誘するに際し、下記の勧誘行為をしてはならない。

記

20 当該消費者に対し、当該消費者がそのままでは先祖の因縁を断ち切ることができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、先祖の因縁を断ち切るためには、当該代理店契約を締結し権利金を被告らに支払うことが必要不可欠である旨を告げる勧誘

- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告らの負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25 第1 請求

- 1 主文第1項ないし第3項同旨

2 被告らは、被告有限責任事業組合熊本防災災害まちづくり機構（以下「被告組合」という。）の従業員に対して主文第1項の条項を用いないように周知せよ。

3 被告らは、主文第3項記載の勧誘行為を記載した文書及び図面（いずれも電
5 磁的記録を含む。）を破棄するとともに、被告組合の従業員に対して同項記載の勧誘行為を行わないよう周知せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、消費者契約法（以下「法」という。）に規定する適格消費者団体である原告が、被告組合及びその組合員である被告谷陽一郎（以下「被告谷」という。）に対し、次の請求をする事案である。

(1) 法12条3項に基づく請求（以下「請求①」という。）

被告らが、不特定かつ多数の消費者との間で、法9条1項1号及び10条に違反する条項（消費者が契約解除及び除名となった場合に、消費者が被告らに対して支払った権利金を返還しない旨の条項（以下「本件不返還条項」という。））を含む代理店契約の申込み及びその承諾の意思表示を現に行い
15 又は行うおそれがあると主張して、被告らが消費者との間で本件不返還条項を内容とする意思表示を行うことの差止め並びに本件不返還条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙の破棄及び被告組合の従業員に対する、本件不返還条項を用いないようにすることの周知を求める請求。

(2) 法12条1項に基づく請求（以下「請求②」という。）

被告らが、不特定かつ多数の消費者に対して、当該消費者がそのままでは先祖の因縁を断ち切ることができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、先祖の因縁を断ち切るためには、代理店契約を締結し被告らに権利金を支払うことが必要不可欠である旨を告げる勧誘行為（以下「本件勧誘行為」という。）を現に行い又は行うおそれがあると主張して、これが法4条3項8号に規定する行為に該当するとして、被告らが
25

本件勧誘行為をすることの差止め並びに本件勧誘行為を記載した文書及び図面（いずれも電磁的記録を含む。以下同じ。）の破棄及び被告組合の従業員に対する、本件勧誘行為を行わないようにすることの周知を求める請求。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、法2条4項にいう適格消費者団体である（甲1）。

イ 被告組合は、その事業内容を、塗料の販売及び製品研究開発事業、各種防災まちづくり及び関連イベント事業等と謳う有限責任事業組合であり、熊本市山鹿市において、整体院や飲食店を運営している（争いのない事実、甲2）。

ウ 被告谷は、被告組合の組合員であり、被告組合の代表理事長と自称している（争いのない事実、甲3）。

(2) 家系図作成契約等について

被告谷は、遅くとも令和2年8月頃以降、被告組合の運営する整体院や飲食店の個人利用者（これら個人利用者が法に規定する「消費者」に当たることについて、被告らは特段争っていないので、以下、単に「消費者」と表記する。）から、自身や家族の健康上の悩み等についての相談を受けて、その姓名判断を行い、当該消費者に対し、その先祖に問題があるなどと申し向けて家系図の作成を勧め、当該消費者との間で、被告谷が数十万円の支払を受けて家系図を作成する旨の契約（以下「家系図作成契約」という。）を締結することがある（争いのない事実、弁論の全趣旨。なお、家系図作成契約の相手方が被告谷個人であるか被告組合であるかは、当事者間に争いがある。）。

(3) 本件代理店契約について

ア 被告谷は、遅くとも令和2年8月頃以降、家系図作成契約を締結した者

を含む不特定かつ多数の消費者に対し、被告組合が行い又は将来行うことを企図する多岐にわたる事業コンセプト（靈感パワースポット、健康事業、住環境事業、冠婚葬祭事業及び飲食事業等）に基づき、当該事業の代理店となることを勧誘し、当該消費者との間で、「ありえん代理店」なる代理店契約（以下「本件代理店契約」という。）を締結することがある（争いのない事実、甲4、弁論の全趣旨。なお、本件代理店契約の相手方が被告谷個人であるか被告組合であるかは、当事者間に争いがある。）。

イ 被告谷が、本件代理店契約の締結の際に用いた契約書のひな形（以下「本件ひな形」という。）には、第6条（権利金）として、下記条項が印字されている（後段が本件不返還条項である。「甲」は被告組合を、「乙」は代理店となる者を指す。）（甲4、弁論の全趣旨）。

記

乙は甲に対して、ありえん代理店業務を行う権利金として、金3,000,000円を甲の指定する口座に振り込んで支払う。この契約金は、乙が契約解除及び除名となった場合においても返却しない。

(4) 本件訴訟提起までの経緯

原告は、被告らに対し、令和5年11月6日、本件不返還条項の使用の停止及び本件勧誘行為の停止等を求めて、本件訴訟とおおむね同様の請求の要旨及び紛争の要点等法41条1項所定の事項を記載した書面を送付し、同書面は、同月7日、被告らに到達した（甲6の1ないし4）。原告は、令和5年12月26日、当裁判所に対し本件訴訟を提起した。

3. 本件の争点

(1) 請求①に関する争点

ア 被告組合が、本件不返還条項を含む本件代理店契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか（争点1）

イ 本件不返還条項が法9条1項1号又は法10条に規定する条項に該当す

るか（争点2）

(2) 請求②に関する争点

ア 被告らが、本件代理店契約の締結の際、本件勧誘行為を現に行い又は行うおそれがあるか（争点3）

イ 本件勧誘行為が法4条3項8号に規定する行為に該当するか（争点4）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（被告組合が、本件不返還条項を含む本件代理店契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか）について

（原告の主張）

本件ひな形には契約当事者として被告組合が記載されており、消費者から見れば被告組合との間で本件代理店契約を締結したと認識するのが通常であるから、被告組合自体が本件代理店契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っているといえる。

仮にそうでないとしても、被告谷に対して差止請求が認容された場合、今度は被告組合が本件不返還条項を含む意思表示をするおそれがあるし、被告谷も被告組合の名を利用して意思表示をしていることを認めているから、被告組合が本件不返還条項を含む本件代理店契約の締結を行うおそれがある。

（被告らの主張）

原告の主張は、否認若しくは争う。被告谷は、個人として本件代理店契約を締結しており、被告組合の名称使用は被告谷の肩書にすぎない。

(2) 争点2（本件不返還条項が法9条1項1号又は法10条に規定する条項に該当するか）について

（原告の主張）

ア 本件代理店契約における権利金（以下「本件権利金」という。）は、契約期間が延長されても追加徴収される規定がないことに照らすと、契約終了時に出資者に返還される保証金としての性質を有するものである。そし

て、本件不返還条項は、消費者からの解約や被告らからの除名（以下「契約解除等」という。）の場合にも、保証金である本件権利金を一切返還しない旨定めるものと理解される。

しかし、本件権利金は1口300万円にも及ぶにもかかわらず、契約解除等の事由や時期を問わず一切これが返還されないというのは、任意規定（民法545条）の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、義務を加重するものであり、かつ、本件代理店契約の締結に当たり、本件不返還条項の存在が消費者に対して明示的に説明されていないことからすると、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものであり、法10条に該当する。また、本件不返還条項は、解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える額を消費者に支払わせるものといえるから、法9条1項1号にも該当する。

イ 仮に、本件権利金が代理店の権利を取得する対価の性質を有するものであるとしても、契約延長の際に追加徴収規定がない以上、契約が契約解除等により終了した場合には返還されるべきものとみるしかないのに、本件不返還条項により返還されないこととなるのは、不意打ち的に消費者に過度の義務を負わせるものである（法10条前段）。また、本件権利金の対価が何であるか明示されておらず、仮に対価があったとしても抽象的かつ少額で、1口300万円という金額に見合うものではないから、後述のとおり被告らが靈感等による知見を用いた告知（法4条3項8号）により本件代理店契約を締結していることと相まって、本件権利金を徴収すること自体が公序良俗に反する（法10条後段）。

（被告らの主張）

原告の主張は、否認若しくは争う。

本件権利金は、保証金ではなく権利金である。また、被告谷は、本件代理店契約を締結する際、その内容について1時間以上の時間をかけて説明し、

その納得を得た上で本件代理店契約を締結している。

(3) 争点3 (被告らが、本件代理店契約の締結の際、本件勧誘行為を現に行い又は行うおそれがあるか) について

(原告の主張)

5 被告らは、家族や自身のことで健康上等の悩みを抱えている消費者らに対し、当該消費者が抱える問題の原因は先祖にあるなどと申し向けて家系図作成契約を締結させ、家系図を作成した上で、「数代前の先祖が財の因縁のために苦しんでいる」、「財の因縁を断ち切るためにはお金を出して供養をす
10 るしかない」などと申し向けて、本件代理店契約を締結するよう勧誘している。このように、被告らは、当該消費者がそのままでは先祖の因縁を断ち切ることができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、先祖の因縁を断ち切るためには、本件代理店契約を締結し、被告らに権利金を支払うことが必要不可欠である旨を告げるなどする勧誘行為
(本件勧誘行為) を現に行い又は行うおそれがある。

15 (被告らの主張)

原告の主張は、否認若しくは争う。

ア 家系図作成契約及び本件代理店契約は、いずれも被告谷が個人として締結しているものであり、被告組合は本件代理店契約締結の勧誘を行っておらず、これを行うおそれもない。

20 イ 本件代理店契約の勧誘は、家系図作成契約の締結とは無関係である。被告谷は、個人として本件代理店契約に係る説明会(以下、単に「代理店説明会」という。)を開催し、飽くまで、代理店となることを希望した者との間でのみ、本件代理店契約を締結している。この代理店説明会には、姓名判断や家系図作成を受けていない者も多数参加しているし、被告谷は、
25 代理店説明会ではもとより、本件代理店契約を締結するに当たり、ご先祖様の解放のために代理店契約が必要であるなどとは一切述べていない。

(4) 争点4 (本件勧誘行為が法4条3項8号に規定する行為に該当するか) について

(原告の主張)

家系図を作成することや、本件代理店契約を締結することによって、なぜ
5 先祖の因縁が解消できるのか、そもそも先祖の因縁とは何かが合理的に実証
されているとはいえない。また、本件勧誘行為は、消費者が家族や自身の健康
について不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには
家系図作成契約や本件代理店契約の締結が不可欠である旨告げるものである。

10 このように、本件勧誘行為は、靈感その他の合理的に実証することが困難
な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財
産その他重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得
る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのよう
な不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、
当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるもの(法4条
15 3項8号)といえる。

(被告らの主張)

原告の主張は、争う。

20 姓名判断や家系図の作成は、靈感等の特別な能力を要するものではない。
作成した家系図から対象者の抱える問題の原因を読み解くことや、実際に問
題を解決することは、実績に基づいた知識や経験によるものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被告組合が、本件不返還条項を含む本件代理店契約の締結を現に行
い又は行うおそれがあるか)について

25 (1) 前記前提事実に加え、証拠(甲4)及び弁論の全趣旨によれば、本件ひな
形には、契約当事者である「甲」として被告組合の記載が不動文字で印字さ
れた上で、被告組合(甲)と代理店となる消費者(本件ひな形上「乙」)が、

「甲」の行うすべての事業について、ありえん代理店契約を締結する旨、「乙」は、「甲の行う各事業（別紙1）」を經營することができる旨、本件代理店契約に関する紛争の管轄裁判所は、「甲」の本店所在地を管轄する裁判所とする旨等が記載され、その末尾の契約当事者欄に、「甲」として、被告組合の所在地及び名称が不動文字で印字されるとともに、別紙1として、被告組合の事業コンセプトを記載した書面が添付されていることが認められる。この点に加えて、被告谷が、被告組合の組合員であり、被告組合の代表理事長と自称していること（前提事実(1)ウ）も踏まえれば、本件代理店契約の締結は、被告谷が被告組合を代表して、代理店となる者との間でされていると認められる。したがって、被告組合は、本件不返還条項を含む本件代理店契約の締結を現に行っていると認められ、これに反する被告らの主張は採用できない。

(2) 他方、本件代理店契約の締結が被告谷により行われており、被告らも、被告谷個人により本件代理店契約が締結される旨の主張をして被告谷個人により本件代理店契約が締結され得ることを否定していないことに照らすと、被告谷個人についても、事業として本件不返還条項を含む本件代理店契約の締結を行うおそれがあると認められる。

(3) したがって、被告らは、いずれも本件差止請求の相手方である「事業者」に該当するものと解される。

2 争点2. (本件不返還条項が法9条1項1号又は法10条に規定する条項に該当するか) について

(1) 本件権利金の性質

この点について、その返還が予定されたものか否かを巡って、原告と被告らとの間で争いがある。本件代理店契約は、被告組合が現に行い又は将来行うことを企図する事業（事業コンセプト、事業計画）につき、割り当てられた契約エリア内において被告組合の代理店としてその事業を經營す

る権利を取得することを目的とするものであり、本件権利金については、本件ひな形上、「第6条（権利金）」との見出しの下、「ありえん代理店業務を行う権利金」との文言が用いられていること、他方、本件ひな形上、本件権利金について、代理店において支払うべき料金を滞納した場合等の
5 填補を目的とするものであることを明示する条項は見当たらないこと等からすると、本件権利金は、一応、本件代理店契約において消費者が被告組合の代理店としてその事業を営営する権利を得ることの対価としての性質を有するものと解され、原告主張に係る保証金としての性質を有するものとは解されない。この点は、本件代理店契約の契約期間が更新された場合
10 に本件権利金を追加徴収するとの規定がない旨の原告の主張によっても左右されない。

(2) 法10条に規定する条項該当性

ア 本件権利金の性質について前記(1)のとおり理解し得るとしても、本件ひな形における契約内容を見ても、代理店業務を行う権利を得ることの対
15 価の意味合いは判然とせず、現に本件ひな形上、代理店の権利の対価としては、別途ロイヤルティの支払義務が定められている（甲4）。この点について、本件権利金は、本件代理店契約において割り当てられる特定の地域内における代理店として、被告らから被告組合の事業に係る役務の提供
20 等を独占的に受けることの対価を意味するものと理解し得なくはないものの、本件代理店契約において謳われている被告組合の事業の中には、単なる事業コンセプトの域を出ない事業計画に係る事業が含まれており（甲4、弁論の全趣旨）、当該事業コンセプトが現実化していることをうかがわせる証拠等が見当たらない本件においては、少なくとも当該事業に係る役務の提供等を被告らから受けることは考えにくく、その対価とみることは困難
25 である。また、被告組合が行う事業についても、被告組合が、本件代理店契約を締結した消費者に対し、割り当てた特定の地域内において被告組

合が行う事業の代理店としてその運営をさせるべく役務の提供等をしたことはうかがわれず、現時点において、300万円という本件権利金の支払によって代理店となった消費者が得られる被告組合の事業に係る役務の提供等を独占的に受けることの対価性を見いだすことは困難である。これらのことからすると、仮に本件代理店契約が消費者により解除された場合、本件不返還条項がなければ、民法545条に照らし、本件権利金は返還されるのが通常であると解される。

また、本件代理店契約の性質として、事業者の代理店に対する継続的な役務の提供関係が形成されると理解し得なくはないものの、このような場合における解除の効力は将来に向かってのみ生じ得ると考えられることからすると、本件不返還条項がなければ、本件権利金のうち少なくとも契約の残存期間に相当する部分については返還されるべきものと解される。

そうすると、本件不返還条項は、本件代理店契約が消費者により解除された場合に、その時期及び理由を問わず、本件権利金を消費者に対して一切返還しないとするものであって、任意規定の適用による場合と比して消費者の権利を制限するものといえる。

イ. そして、①本件代理店契約の契約期間は1年間にすぎず（甲4）、本件権利金とは別にロイヤルティの支払義務も課せられていること等からすると、個人たる消費者にとって300万円という本件権利金の額は著しく高額であること、②消費者において、本件代理店契約を解除して当該契約関係を解消したい場合でも、本件不返還条項の存在により、その解除を躊躇せざるを得ず、実質的に解除権の行使が制限されることとなるのに対し、被告らは、消費者からの解除によっても本件権利金を全額取得できること、③本件代理店契約においては、少なくとも被告組合によるその事業に関する知識・ノウハウの提供等、一定の役務の提供が予定されているところ（甲4）、被告らが消費者に対し、本件代理店契約に基づく上記役務の提

供等をしていることとはうかがわれず、そうであるにもかかわらず、被告らは、本件代理店契約の締結によって本件権利金を取得でき、かつ、本件不返還条項により、時期・理由の一切を問わずその返還を要しないこととされること、④被告らが消費者に対し、本件代理店契約の締結に当たり、本件不返還条項の内容を十分に説明したことはうかがわれず（甲9の1・2参照）、消費者において本件不返還条項の存在による自己の不利益の大きさ等を的確に認識した上で本件代理店契約を締結したことはうかがわれな
いこと、以上の点に鑑みると、本件不返還条項は、消費者に著しい不利益を及ぼして当事者間の衡平を害するものであり、民法1条2項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと認められる。

ウ よって、本件不返還条項は、法10条に規定する条項に該当する。

(3) 法9条1項1号に規定する条項該当性

本件代理店契約における被告らの事業コンセプトの内容や代理店に対する役務の提供状況等に照らすと、本件不返還条項については、契約期間の途中に契約解除又は除名がされた場合の損害賠償額の予定又は違約金の定め
の性質も有するものと解され、かつ、契約期間の途中に契約解除又は除名がされた場合において、直ちに被告らに本件代理店契約に関する損害が発生する
は考えにくく、そのような場合、被告らの平均的な損害の発生を認めることは困難である。

したがって、本件不返還条項は、その全体が法9条1項1号に該当する。

(4) 以上のとおり、本件不返還条項は法10条又は法9条1項1号に規定する条項に該当し、これを含む本件代理店契約の締結の意思表示をすることについては、法12条3項による差止請求の対象となる。

3 争点3（被告らが、本件代理店契約の締結の際、本件勧誘行為を現に行い又は行うおそれがあるか）について。

(1) 前記前提事実(2)及び(3)ア並びに前記1によれば、被告谷は、被告組合の運営する整体院や飲食店を利用した消費者らから、自身や家族の健康上の悩み等について相談を受け、その姓名判断を行い、当該消費者らに対し、その先祖に問題があるなどと申し向けて家系図作成契約を締結することがあるほか、家系図作成契約を締結した者らを含む不特定かつ多数の消費者らに対し、本件代理店契約の締結を勧誘して、被告組合を代表して本件代理店契約を締結することがあるというものである。

次いで、本件代理店契約の締結に際してされる勧誘状況を見ると、証拠(甲9の1・2)及び弁論の全趣旨によれば、被告谷が、令和5年5月開催の代理店説明会において、その参加者に対し、「(天国に行っている人は)いないです。絶対、おらんです。あり得ないです。行けない理由があるんです。」「先祖は加害者がほとんど、加害者なんです。加害者だとすれば被害者がいるでしょう。被害者が恨むわけです。(中略)あなたの幸せを邪魔するんです。(中略)そのために家系図つくったの。姓名判断、家系図、全部解けます。解けるんです。原因がわかるの。(中略)先祖を解放するのもこれ。これで人生ががらっと変わっていく。」「300万でしょう、(中略)本当の意味は先祖の解放です。300万で先祖を、(中略)解放できます」などと述べたことが認められる。そして、被告らも、①被告谷が、家系図作成契約の勧誘に際し、家族や自身の健康上の悩みを抱える消費者に対し、「自身や身内に不幸が起こるのは先祖供養ができていないからだ」、「先祖が今でも苦しんでいる。この因縁を取り払うためには家系図を作成して寄付をすればなんとかできる」旨を告げたことや、②被告谷が、消費者に対し、代理店契約の勧誘とは別の機会の発言であるとするものの、「数代前の先祖が財の因縁のために苦しんでいる」、「財の因縁を断ち切るためにはお金を出して解放するしかない」という趣旨の発言をしたことは認めている。以上のことは、独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談事例(甲8)か

らもうかがわれる。

これらの事実関係に照らすと、被告らが、消費者に対し、本件代理店契約の締結の際、消費者やその家族の健康上の問題が先祖の因縁によるものであり、そのままでは先祖の因縁を断ち切ることができないとの不安をあまり、当該消費者がそのような不安を抱いていることに乗じて、先祖の因縁を断ち切るためには、本件代理店契約を締結し本件権利金を被告らに支払うことが必要不可欠である旨を告げる勧誘を、現に行い又は行うおそれがあると認められる。

(2) これに対し、被告らは、家系図作成契約と本件代理店契約が無関係であり、被告谷が、消費者に対して契約内容について十分に説明した上で本件代理店契約を締結している旨主張する。しかし、被告谷は、代理店説明会において、前記(1)認定の言動をすることがあり、被告組合の代表組合員として又は個人として、本件代理店契約の勧誘においても、消費者が抱える問題が先祖の因縁によるものである旨、これを解放するために本件権利金の支払が必要である旨を告知することがあることが認められる。そうすると、仮に、被告らの主張するように、家系図作成契約と本件代理店契約がそれぞれ別の機会に締結されたものであるとしても、前記認定判断は覆らない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

4 争点4 (本件勧誘行為が法4条3項8号に規定する行為に該当するか) について

(1) 上記3のとおり、本件勧誘行為は、自身や家族の健康上の問題を抱える消費者に対し、被告らが、当該消費者の抱える問題が先祖の因縁によるものであり、そのままでは先祖の因縁を断ち切ることができないとの不安をあまり、当該消費者がそのような不安を抱いていることに乗じて、先祖の因縁を断ち切るためには、本件代理店契約を締結し本件権利金を被告らに支払うことが必要不可欠である旨を告げて、本件代理店契約の締結を勧誘することがある

というものである。

- (2) このような、当該消費者の抱える問題が先祖の因縁によるものであるとする点や、先祖の因縁を断ち切るためには本件代理店契約を締結し、本件権利金を支払うことが必要不可欠であるとする点（本件代理店契約を締結し、本件権利金を支払えば先祖の因縁を断ち切ることができるとする点）は、いずれも合理的に実証することが困難であると解され、本件においてこれを覆す証拠等は見当たらない。この点は、姓名判断や家系図の作成は靈感等の特別な能力を要するものではない旨の被告らの主張によっても左右されない。

したがって、本件代理店契約の締結に際し、上記(1)の本件勧誘行為による勧誘がされる場合において、消費者が現在抱える問題が先祖の因縁によるものであるとする点は、靈感等の合理的実証が困難な特別な能力による知見として、消費者及びその親族の生命、身体、財産等に関し、そのままでは現在生じ又は将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をおおるものといえる。また、先祖の因縁を断ち切るためには本件代理店契約を締結し、本件権利金を支払うことが必要不可欠であるとする点は、靈感等の合理的実証が困難な特別な能力による知見として、上記のとおり不安をおおる、又は消費者がそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、本件代理店契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものといえる。

- (3) よって、本件勧誘行為は、法4条3項8号に規定する行為に該当する。

5 小括

- (1) 以上のとおり、被告らは、不特定かつ多数の消費者に対し、①法10条又は法9条1項1号に規定する条項に該当する本件不返還条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示、及び、②法4条3項8項に規定する行為に該当する本件勧誘行為を、いずれも現に行い又は行うおそれがあると認められる。したがって、原告の請求のうち、本件不返還条項を含む意思表示

及び本件勧誘行為の各差止めを求める部分は、いずれも理由がある。

(2) また、原告の請求のうち、本件不返還条項を含む意思表示や本件勧誘行為の予防のため必要な措置として、被告らに対し、本件不返還条項が記載された契約書ひな形（本件ひな形）が印刷された契約書用紙の破棄を求める部分

5
について、理由がある。

(3) 他方、原告は、被告らに対し、上記予防措置として、①被告組合の従業員をして本件不返還条項を用いないこと及び本件勧誘行為をしないことの周知、②本件勧誘行為を記載した文書及び図面の破棄も求めている。しかし、①について、本件において、被告組合に従業員がいること及び消費者が被告組合

10
の従業員から勧誘を受けるなどしていることを認めるに足りる証拠はなく、現に原告も被告らも、本件勧誘行為や本件代理店契約の締結は、被告谷（被告組合の代表組合員によるものか、個人によるものかはともかく）により行われていることを前提としている。また、②について、本件勧誘行為に文書や図面が用いられたことや、被告らが本件勧誘行為を記載した文書や図面を

15
所持していることを認めるに足りる証拠はない（そもそも原告が被告らに対して破棄を求める対象も特定されていない。）。したがって、原告の請求のうち、上記各行為を求める部分はいずれも理由がない。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文第1項ないし第3項掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれをいずれも棄却することとして、

20
主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言については相当ではないから、これを付さないこととする。

熊本地方裁判所民事第2部

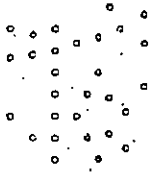
裁判官

池 上 裕 康

5

裁判官

溝 口 淳 弥



(別紙)

当事者目録

熊本市中央区出水2丁目5番8-205号

5 原告
同代表者理事
同訴訟代理人弁護士

NPO法人消費者支援ネットくまもと

青 山 定 聖
原 彰 宏
中 山 健
荻 迫 光 洋
田 中 秀 基
村 上 純 也
野 上 昂 太 郎

10

熊本県山鹿市平山4121-4

被告

有限責任事業組合熊本防災災害ま
ちづくり機構

15

同代表者組合員

熊本県山鹿市平山4121-4

被告

谷 陽 一 郎

谷 陽 一 郎

以上

これは正本である。

令和7年12月5日

熊本地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 清 永 琢

